

新型コロナウイルス 抗原検査キット使用ルール					分類番号	OTJ-	
					頁番号	P. 1/1	

1・目的

このルールは大橋鉄工株式会社での新型コロナウイルス感染拡大防止の為に
社員及びその家族に新型コロナウイルス感染の疑いがある場合、抗原検査を実施し、感染の可能性
を迅速に確認し社内での感染拡大防止を行う。

2・対象者

大橋鉄工株式会社で働く全ての従業員(外国人、パート、派遣社員含む)

3・運用ルール

抗原検査の実施

- ・出社後、下記の状況が発生した場合は速やかに所属部署課長より総務部に連絡し、
帰宅前に抗原検査を実施する。
 - 1)本人にコロナ感染を疑う症状がある場合
 - 2)本人の家族にコロナ感染を疑う症状がある場合

抗原検査キットは簡易的にコロナ感染を確認するものであり、検査結果で陽性となった場合
や陰性でも症状が続く場合は医療機関受診又は保健所に相談し指示に従うこと。

- ・抗原検査で陽性が出た場合は、対象者の2日前からの行動履歴を確認し、接触者(感染の疑いがある者)の
抗原検査必要性を判断をする。抗原検査が必要と判断した場合は総務部にて抗原検査キットを支給する。
対象者の行動履歴より社内(職場、ロッカー、共有スペースなど)の消毒を実施する。
- ・所属部署課長は対象者の状況や抗原検査結果などタイムリーに情報発信を行うこと。

会社が保有する抗原検査キットは、出社した社員を対象に使用をする。自宅などで感染の疑いがあり
抗原検査を実施する必要が有る場合は、各自にて抗原検査キットを入手して行うこと促す。
但し、下記の状況下は会社支給を行う。

- ①自宅から最寄りの薬局等での入手が困難な場合
- ②保健所からの自宅待機指示で外出ができず購入に行けない場合

上記①②の支給方法

- ・本人が会社駐車場に受け取り来れる場合は、駐車場にて受渡をする。(駐車場にて検査を実施)
- ・自宅待機指示が出ている、又は会社に来る事が困難な場合は会社から自宅に届ける。

					承認	確認	作成				
											
符号	内 容	承認	改訂者	年月日							
制定:	2022年 2月 4日	大橋鉄工株式会社						第1版新設:	年	月	日